

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第6まで、別表第二号の三第1及び別表第二号の三第3の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局のコードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を次のように定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------------|-------|----------------|-------|
| 別表第二号 通信事項コードの欄に記載するコード表 | | 別表第二号 [同左] | |
| 項 | 目 | コード | 目 |
| [略] | [略] | [略] | [同左] |
| 道路交通情報通信に関する事項 | R D V | 道路交通情報通信に関する事項 | R D V |
| 携帯無線通信等の抑止に関する事項 | J M R | | |
| [略] | [略] | [同左] | [同左] |

備考 表中の「」の記載は注記である。